

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人関川水辺クラブ
- 3 代表者の氏名
小林 正夫
- 4 主たる事務所の所在地
上越市高土町1丁目8番3号
- 5 定款に記載された目的
 - (1) 関川とその流域の川と親しみ、地域の歴史や風土・文化を見つめ直すを通じ、河川環境の保全と創造についての流域住民意識の高揚に資すること。
 - (2) 住民が自発的に参画する活動を通じて、産・学・官とのパートナーシップの実現をめざすこと。
 - (3) 関川水系の住民による河川環境保全の活動を進め、河川管理や環境創造に関して提言すること。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) (1)～(4)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人関川水辺クラブと <u>称す</u> 。 (入会) 第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める <u>入会届を理事長に提出することにより、任意に入会できるものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</u> 2 (略) (会費等) 第8条 会員は、 <u>理事会</u> において別に定める会費を納入しなければならない。 2 (略) (除名) 第11条 (略) (1) <u>法令、又はこの定款に違反したとき</u> (2) (略)	(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人関川水辺クラブと <u>いう</u> 。 (入会) 第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める <u>入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</u> 2 (略) (会費等) 第8条 会員は、 <u>総会</u> において別に定める会費を納入しなければならない。 2 (略) (除名) 第11条 (略) (1) この定款等に違反したとき (2) (略)

(種別および定数)

第13条 (略)

(1) 理事 10名以内

(2) 監事 2名以内

2 (略)

3 理事のうち1人を事務局長とする。

(任期等)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の決算期に関する通常総会の終結までとする。ただし、2年を超えることはできない。

2 前項ただし書にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

第20条 (略)

2 (略)

(機能)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画および活動予算並びにその変更

(5) 事業報告および活動決算

(6) (略)

(7)、(8) (略)

2 (略)

(議決)

第28条 (略)

2 (略)

3 理事、正会員及び賛助会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員及び賛助会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 (略)

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び賛助会員はあらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員及び賛助会員を代理人として表決

(種別および定数)

第13条 (略)

(1) 理事 10名

(2) 監事 2名

2 (略)

(任期等)

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職員)

第20条 (略)

2 理事のうち1人が事務局長を兼任する。

3 (略)

(機能)

第23条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 事業計画および収支予算並びにその変更

(5) 事業報告および収支決算

(6) (略)

(7) 会費の額

(8)、(9) (略)

2 (略)

(議決)

第28条 (略)

2 (略)

(表決権等)

第29条 (略)

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員及び賛助会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び賛助会員を代理人として表決を委任することがで

を委任することができる。

3 (略)

4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 正会員及び賛助会員総数並びに出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、正会員及び賛助会員全員が書面による同意の意思を表示したことにより、総会の議決があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の議決があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の議決があつたものとみなされた日

(4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

(招集)

第34条 (略)

2 (略)

3 理事会を招集するときには会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第37条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3、4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)～(5) (略)

2 (略)

(事業計画および予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ

きる。

3 (略)

4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 正会員及び賛助会員総数および出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3)～(5) (略)

2 (略)

(招集)

第34条 (略)

2 (略)

3 理事会を招集するときには会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(表決権等)

第37条 (略)

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3、4 (略)

(議事録)

第30条 (略)

(1) (略)

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)～(5) (略)

2 (略)

(事業計画および予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければ

ばならない。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び賛助会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2、3 (略)

ばならない。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び賛助会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 破産

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2、3 (略)